

様式第2号（政務調査活動実施報告書）

24年 10月 23日

井原市議会議長

宮地 俊則様

井原市議会議員

坊野 公治

下記のとおり政務調査活動を実施しましたので、報告します。

記

1. 実施期間	平成24年10月10日・11日
2. 研修会等の開催地または視察先	愛媛県松山市 ひめぎんホール
3. 研修会等の名称または視察内容	第7回全国市議会議長会研究フォーラム in 松山
4. 研修会等の講師名または視察先の担当者名	片山義博（前総務大臣）、佐々木信夫（中央大学教授）、江藤俊昭（山梨学院大学教授）、金井利之（東京大学教授）、坪井ゆづる（朝日新聞主幹）、寺井克之（松山市議会議長）、牛山久仁彦（明治大学教授）、平田武（南相馬市議会議長）、渡邊武（名取市議会前議長）、伊藤明彦（陸前高田市議会議長）、中邨章（日本自治体危機管理学会会長）
5. 調査活動内容	地方自治の今の姿で出来る事は何か。二元代表制のなかでは、最終決定権を持っているのは議会である。議会の役割は重要である。地方自治で一番重要なのは教育である。教育行政に関しては、市町村で処理出来るのである。市の教育長は市の権限で任命できる。よって教育現場の責任は文科省の責任ではなく、市の責任である。地方分権は進んでいるので、教育の分野は教育長、教育委員長の責任である。教育委員を選任同意するのは議会なので、最終責任は議会にある。教育行政のチェックも議会の責任である。必要であれば執行機関に意見する。

1. 報告書は、調査活動終了後2週間以内に提出すること。

2. 調査活動内容欄のスペースが足りない場合は、任意の様式により調査活動内容を取りまとめ、調査活動内容欄へは、「別添のとおり」と記載すること。

多くの学校現場の課題が解決されていない。外国ではメンタルケアの専門家を配属している。日本ではスクールカウンセラー。独自の予算で配置するべきではないか。

教育委員会に二重の責任を持つ議会が行うべきである。

もっと学校現場にお金を使うべきである。非正規職員の増加が問題となっている。

県の責任であるが、市立の小中学校で起きている事なのである。教員に対しての国庫の負担が減った事によって、教員の給料を減らす事となり、非正規の教員を雇用することになってきているのである。

問題解決のためには正規の教員を増やして、現場にゆとりを持たせなければならない。担任を持たず事が出来るのは正規教員だけである。現場から意見する事が出来ない。教育長が教員OBが多い為である。県教委に発言力のある人がいい教育長という事になり、しいては意見が出来なくなると言う悪循環になる。これを解決するのが教育委員であるが、非常勤のために出来なくなっている。問題があるのであれば毎日出てきてもいい。それを言うのが議会である。忙しい人が教育委員になるべきでない。責任感のある人になるべきである。

議会としては選任同意を与えた責任を持たなければならない。

井原市においても、教育長、教育委員の選任には十分吟味する必要がある。

教育現場の品質管理は議会の責任である。

議会は合議体であるので独占的になりにくい。

開かれた議会として、議会報告会で決まった事を報告するのではなく、決まる前に意見を聞くようにする。井原市においても報告をするだけではなく、公聴会のような会を開くようにする。

地方議会における政策形成のありかたについて

行政改革と議会改革の違いをはっきりする。定数と報酬の削減が議会改革ではない。

議会が中心主導的期間になれるかという点と難しい。議決権という最終決定権を持っている事を自覚し、賛成、反対の責任を明確にするべきである。

議員が執行部に対してただすべき事としては

① 政策の発生源 ②検討した他の政策の内容 ③他の自治体の類似案件 ④総合計画での根拠、位置づけ ⑤関係法令条例 ⑥実施に係る財源 ⑦将来のコスト以上である。

議会が政策形成をすることは当たり前のこととなってきたが、単なるコピー条例を提出するのではなく、各自治体に会った提案、また執行部に対しての監視が必要である。議員としての責任を実感し、議会の場を多くの市民の方にも参考人として意見を聞く場にし、議会を政策形成過程の要所として行く必要がある。

大震災における議会の役割

議員が防災の組織に所属している例は多くない。しかし、震災が起こった時、住民の多くを知っているのは議員である。避難所などでの住民対応には必要と考える。地域防災組織にも積極的に参加するべきである。

議会としては、県、国とのパイプ役としての役割が大切である。

必要に応じて議会を招集し、予算や要望をする必要がある。

議会も住民の代表、また一人としての役割を負う必要がある。

様式第2号（政務調査活動実施報告書）

平成24年10月18日

井原市議会議長

宮地 俊則様

井原市議会議員

上野 安是

下記のとおり政務調査活動を実施しましたので、報告します。

記

1. 実施期間	平成24年10月10日(水)・11日(木)〈2日間〉
2. 研修会等の開催地または視察先	愛媛県松山市（ひめぎんホール）
3. 研修会等の名称または視察内容	第7回 全国市議会議長会 研究フォーラム in 松山
4. 研修会等の講師名または視察先の担当者名	片山善博氏（前総務大臣 廣徳義塾大学法学部教授） 外
5. 調査活動内容	別添のとおり

1. 報告書は、調査活動終了後2週間以内に提出すること。

2. 調査活動内容欄のスペースが足りない場合は、任意の様式により調査活動内容を取りまとめ、調査活動内容欄へは、「別添のとおり」と記載すること。

【基調講演】

「地方自治の課題と議会のミッション」

片山善博氏

[前総務大臣・慶應義塾大学法学部教授]

○義務教育と議会

- ・義務教育は自治体の最重要課題である。
- ・教育現場の課題を議会はよく把握しているか。
- また、是正にむけて努力しているか。

（不登校 ⇒ 日々では スクールカウンセラー制度 だけ
いじめ メンタルケアの専門化 + 教師
教員多忙化 ↓
モンスターペアレント 学校ごとにこれにあたり
教員非正規化進行 市独自で配置できるか。

- ・教育委員会の力量は十分か
- ・教育委員には
見識がみえる人
責任感がみえる人
時間的に余裕がみえる人
- ・教育長は県教委に意見をいえるか。
- ・経営者として、しっかり品質管理できるか。
- ・教育委員の選任に最終的責任をもっているのは議会
- ・デモクラティックコントロール

◎今のくみの中でも まだやるべきことはある。

【パネルディスカッション】

「地方議会における政策形成の在り方について」

コーディネーター 佐々木 信夫 [中央大学経済学部教授]

パネリスト 江藤 俊昭 [山梨学院大学法学部教授]

金井 利之 [東京大学公共政策大学院教授]

坪井 ゆづる [朝日新聞仙台総局長 東北復興政策センター長]

寺井 寛之 [松山市議会議長]

○ 地方議会の役割

① 公共の決定者

② 権力の監視者

③ 政策立案者

④ 民意の集約者

・ はたして 政治を やっているか

・ 各議員 各議会が “変えようとしているか”

○ 議会改革の二つの側面

① 行政改革としての議会改革

(減量化改革。定数、報酬、経費削減など)

② 政治改革としての議会改革

(政治の役割を果たし政策の質を高める改革。執行機関のあり方を質す。開かれた議会づくりなど)

①と②は 改革といっても まったく異なるもの

② 中心に 改革していくことが 必要

◦ 議会の権限 = 議会改革の起点、

・ 議決責任の再確認、

↓

・ 説明責任の確認、

↓

・ 議員間討議 (問題を之ぐり出す、第3の道の発見)

↓

・ 独善性の排除 (調査研究、住民との意見交換)

◦ 地方議会、議員の今後のあり方

① 議会マニフェストとして 議会基本条例

→ 住民の不信の「払拭」、住民にとっては当たり前のこと

② 議決責任を自覚する (矜持・プライドを保つ)

→ 議員のやりがい

③ 議会、議員として 市民教育も

→ 住民意識の醸成、感情的市民の無理解を解く

④ 議会改革

→ 地域民主主義の実現、削減ありきではない

◦ 議会は 拒否権プレイヤー

・ 何の政策を進めたい主体に対しては非常に大きな権力を持つ

◦ 議決権行使

・ どのように効果的に行使するか → 使っていないのか

◦ 政策形成課程の要所・要所を議会の舞台で行わせる。

・ 議会は 配役を決める役割

(公聴会、参考人を使えるか。)

○ 議員がたがすべき項目（「栗山町議会基本条例」より）

- ① 政策の発生源、
- ② 検討した他の政策の内容
- ③ 他の自治体の類似案件
- ④ 総合計画での根拠、位置づけ
- ⑤ 関係法令、条例

特に { ⑥ 実施にかかる財源、
⑦ 将来のコスト

- ・ 議会の中で、さまざまな課題を討議により少しでも解決に近づける努力をしていくことが肝要である。
- ・ 政策提案型議会へ。

Ⅱ 課題討議

課題「大震災における議会の役割」

コーディネーター 牛山久仁彦 [明治大学政治経済学部教授]

事例報告 平田 武 [南相馬市議会議長]

渡邊 武 [名取市議会前議長]

伊藤明彦 [陸前高田市議会議長]

コメンテーター 中邨 章 [明治大学名誉教授
日本自治体危機管理学会会長]

< 南相馬市 >

○ 市議会災害対策会議の設置

- ・ 議員が独自に収集した情報や市民からの要望を議会として集約・整理し、災害対策本部へ情報提供。

・特別委員会の設置

・「東日本大震災及び原発事故対策調査特別委員会」

(現地調査、要望活動)

・被災自治体からの提言

① 原子力防災計画の必要性

② 警戒区域等の指定は市町村単位が基本

・同心円では市が分断される

③ 広域的な援助体制の確立と長期的な支援体制の確立

< 名取市 >

・「東日本大震災復興に向けての情報交換会」開催

・「東日本大震災復興調査特別委員会」

・東日本大震災復興懇談会の開催

・震災復興計画に対する議会からの提言

< 陸前高田市 >

・定例会自然開会(新年度予算は審議未了廃案)

・臨時会開催(新年度予算成立)

・特別委員会設置まで各常任委員会で被災状況調査

・議員任期延長(～9/10まで)

・「東日本大震災復興対策特別委員会」設置

・住民懇談会

・市長に復興に係る提言

・市長に震災復興計画推進に係る申し入れ

○危機管理と地方議会人の役割

・事前準備

- ① 啓蒙活動と教育
- ② 図上訓練
- ③ 議会版 BCP (業務継続計画) の作成

・事後対応

- ① 前例、他の自治体、政府への照会
- ② 紛争の解決
- ③ ボランティアの行政の仲介
- ④ 組織間協力の後方支援

・議会として 災害時の危機管理、災害対応マニュアルを作成する必要をみる考える。

・東北大震災の復興は、まだまだ道険し、できることを少しずつ、なしていきたい。

以上。

平成24年 10月24日

井原市議会議長
様
宮地俊則

井原市議会議員
簗戸利昭

下記のとおり政務調査活動を実施しましたので、報告します。

記

1. 実施期間	平成24年 10月 10日水～ 11日(休)
2. 研修会等の開催地または視察先	松山市 ひめぎんホール
3. 研修会等の名称または視察内容	第7回 全国市議会議長会 研究フォーラム
4. 研修会等の講師名または視察先の担当者名	片山善博氏 金井利久氏 早田武氏 佐々木信天氏 坪井ゆづる氏 渡辺武氏 江藤俊昭氏 寺井克久氏 伊藤明彦氏 中尾章氏
5. 調査活動内容	別添のとおり

1. 報告書は、調査活動終了後2週間以内に提出すること。
2. 調査活動内容欄のスペースが足りない場合は、任意の様式により調査活動内容を取りまとめ、調査活動内容欄へは、「別添のとおり」と記載すること。

地方自治の課題と議会のミッション

片山義博氏（前総務大臣、慶応義塾大学法学部教授）

義務教育と議会

義務教育は自治体の最重要課題

教育現場の課題を議会はよく把握しているか

自治体として課題に応えているか

教育委員会（教育長をはじめとする教育委員たち）の力量は十分か

教育委員の選任に最終的責任を持っているのは議会

地域主権改革と議会

地域主権改革とは＝地域のことは地域に住む住民が責任を持って
決められる仕組み

地域主権改革のこれまでとこれから

住民自治の充実が課題

国庫補助金改革、地方出先機関改革

地方主権改革の実践と議会の役割

改革の成果を具現化する

現行制度のもとでも独時にやれることは多い

首長のパフォーマンスと議会の役割

議会は冷静かつ客観的に個々の政策の点検を＝多様な意見を集約するのが
議会の本質

議会主導の自治体運営を＝執行部に頼らない議会運営、議会情報を市民に
的確に提供

市民に開かれ、市民に信頼される議会

議会は市民の代表＝首長へのすり寄り・与党化は市民から遠ざかる

議場でのやり取りは市民に解りやすいか

行政の監視機能＝財政の持続可能性、無駄の排除、透明性の確保お手盛りや
不公正を摘出

地方議会における政策形成の在り方について

地方議会が変わる＝地方自治が変わる

佐々木 信夫氏（中央大学経済学部教授）

1. 第3期の時代を迎えた地方議会

第1期（明治憲法下）：首長の諮問機関

第2期（戦後、機関委任事務化）：形式的な議事機関

第3期（2000年改革後、地方分権化）：実質的な立法機関

地方議会の役割～1.公共の決定者、2.権力の監視者、3.政策立案者、4.民意の集約者

2. 独任の首長と対比し、地方議会の持つ強み

- (1) 複数の議員からなる合議体ゆえ、審議の場を通じて自ら発案し、住民の多様な意見や「民意を鏡のように反映する」フォーラムとしての機能を持つ（住民自治を体现できる）
- (2) 自治体の団体意思の決定者であることから、議会審議を通じて合意形成を図り、地域社会にまとまりと方向性を与えるコーディネイターの機能を持つ（団体自治の唯一の決定者）
- (3) 執行機関を監視統制できる監視者であることから、首長を中心とする執行機関の活動を、民主・公平・機能の確保という観点からは是正できる（執行機関牽制の機能）を持つ

議会は、複数の議員の合議体であるから、議論を重ね結論を出すまでに一定のルールの下で相応の時間を要する。しかし、それこそが多様な民意を代表する議会持ち味だ。徹底した議論から現実的な妥協策を探ることができる。広く住民に問題点を明らかにし、住民の関心を喚起し、その理解と参加を得ていく～それが議会の持つ本来の機能である。

3. 議会活動の現実の姿と問題点

- (1) 「組織としての議会」が住民の前に顔を現さない。議会報告すらしない。
住人との対話集会を重ね、住民との直接対話ルートをどんどん開発しているのは首長ではないか。
- (2) 自治体の政策、施策づくりは首長の仕事だと確信していないか。条例の提案数も議会運営上の条例を除くと極めて少ない。いまだ首長の諮問機関と錯覚している節がある。
- (3) 議会の運営は「国会をモデル」に動いている。地方議会をミニ国会だとおもっている。権威と規則づくめで議員同士が議論する風土は限りなくなくゼロ。

(4) 住民参加の輪の中に議会の存在基盤があるという認識がない。議員は住民自治を代表する政治エリートである。しかし、議員活動は住民から超然とした議事堂の中にあると考えている。結果、どんどん民意から離れ頼りにされなくなる。事実、困った相談事は市役所の窓口に直接いく。「議員に相談する」という優先順位は極めて低くなっている。

(5) 議会改革には二つの側面がある。{1} 行政改革としての議会改革（減量化改革。定数、報酬、経費削減など）。もう一つは {2} 政治改革としての議会改革（政治の役割を果たし政策の質を高める改革。執行機関の在り方を資す。開かれた議会づくりなど）。

今後の議会改革の本丸は政治改革としての議会改革にある。

4. 自治体における政治、議会の役割

(1) 自治体の政策過程

{1} 課題設定— {2} 政策立案— {3} 政策決定— {4} 政策実施—
{5} 政策評価

5. 「二元代表制」の現行制度の問題点

(1) 自治法第 101-1 「議会は長が召集する」。召集する日も首長が決めることになっている。

(2) 自治法第 149-2 首長は「予算を調整し、これを執行する」と予算編成が長独占。

(3) 自治法第 138-4-3 「執行機関に審議会等の付属機関を置くことができる」。

(4) 戦前の地方議会は「監査」の権限をもっていた。監査権は有力な行財政の統制手段。

6. 議会をどう変え、議員はどう変わるべきか

(1) 基本的視点～議会改革は、旧来の行革（量的改革）から、政治改革としての議会改革（質的改革）へシフトする時代へ。だから、政策能力が問われる。

(2) 提案：{1} 議会の自立性を高める改革（例：議会基本条例の制定）

{2} 執行機関を交えない、議員同士の討論機会を増やす

{3} 議会主催による各地での市民議会報告会、対話集会

{4} 議員立法を支える「議会法制局」の共同設置は不可欠

{5} 議会の開催日数の倍増ほか、定例会の月例会が必要ではないか

{6} 各議員の質問、提案に対する採決態度の公表、市民の評価

- {7} 議会に予算研究会（首長に予算教書を送ってもよいのでは）
- {8} 監査・統制機能の強化（行政監察、監査機能を付置機関とする）
- {9} 議員の執務室（1 議員 1 執務室、インフラ整備、政策サポート体制）
- {10} 議会事務局は「特別職」へ。執行機関と対等。事務局体制の強化）

地方議会における政策形成の在り方

江藤 俊昭氏（山梨学院大学法学部教授）

—地方議会をめぐる誤解—

- (1) 「行政改革と議会改革」は全く違う。
- (2) 二元代表制の理解（機関競争主義として理解）地域民主主義。

1. 政策形成をめぐる地方議会の現状

- (1) 「先駆議会」と「居眠り議会」

①強制的側面——地方分権（地域のことは地域で）や財政危機（「あれかこれか」へ）

主体的側面——住民自治の定着（議会批判も含めて）

- (2) 地方政治の誕生

- ① 水戸黄門主義への期待
- ② もう一つの地域民主主義：さまざまなレベルの討議を重視し、議会（議事機関）と執行機関が切磋琢磨

- (3) 「議会の政策サイクル」を創り出すための前提

- ①議会にとんでもない権限を与えている（自治体の法律＝条例、予算、決算、主要な計画、執行権限にも）
- ③ なぜ議会に権限を与えるのか（住民代表機関＋議事機関）議員間討議の重要性
- ④ {議決機関＝議会} ではない！
☆とんでもない権限の自覚を！＝議会改革の起点
議決責任の再確認→説明責任の確認→議員間討議（問題を決り出す、第三の道の発見）独善性の排除（調査研究、住民との意見交換 {議会報告会}）

2. 地方議会の立法機能の在り方

- (1) 「唯一の立法機関」でも「地方権力の最高機関」でもない

第一原理 議会も首長も直接選挙されるという意味で、正統性は対等であり、議会＝合議制、首長＝独任制といった特性を生かして切磋琢磨する。

第二原理 政策過程において、「議会や首長は権限が分有されることにより、一方的優位はありえず、相互作用によって地域経営は行われる。

第三原理 住民は行政の客体以前に「自治の主体」であることを考慮すれば、住民は議会と首長の統制を行わなければならない。政策過程全体での住民にとる統制、いわば住民参加・市民参加を行う。

(3) それぞれの特徴を活かす

① 政策形成における特徴＝合議制

i 総合性：議会は公選による住民代表が集いさまざまな角度から、地域経営を提言・監視すること、合議制という特徴は意見の変更を促すこと。

ii 住民近接性：執行機関は住民を消費者あるいは顧客とみなす志向がある。それに対して、多様な議員によって構成される。住民感覚が重視される。議会は「住民自治の根幹」といわれる。

② どこにかかわるか

i 実効性のある総合計画

ii ワンポイント攻撃、ニッチャー

iii +議員の思い

P D C Aサイクルが重要

地方議会における政策形成の在り方について

金井 利之氏（東京大学公共政策大学院教授）

- ・議会は中心主導機関が了解を個別に得るべき1つの重要な機関

拒否権プレーヤー：何か政策を進めたい主体に対しては非常に大きな権力を持つ
(拒否権を持たないプレーヤーも多い住民、関係部門、審議会)

- ・議会が中心主導機関（＝主役）になれるか？→非常に困難
- ・議会はプロデューサーである。

地方議会における政策形成の在り方について

坪井 ゆづる氏（朝日新聞仙台総局長・東北復興取材センター長）

ダメ議会・三冠王（三ない議会）

- ・この4年間で首長提案の議案で修正や否決をしたのは何本か？

* 0本50パーセント

* 1本 18パーセント

* 2本 9パーセント

* 3本 5パーセント

* 4本以上 18パーセント

・この4年間で議員提案の政策条例を何本制定したか？

* 0本 91パーセント

* 1本 7パーセント

* 2本 1パーセント

* 3～7本 1パーセント

・議案に対する議員個人の賛否を公開しているか？

* していない 84パーセント

* している 16パーセント

「3ない議会」・全国で653議会（36パーセント）2011年1月のアンケート

2011 統一地方選で見た自治の4つの危機

- ① 低投票率 とりわけ議会選で低迷
- ② 3ない議会 問われる「議会の在り方」
- ③ ケンカ民主主義の台頭
- ④ 進まぬ分権 「分権改革はどこへ」

議員ただすべき項目

- ① 政策の発生源
- ② 検討した他の政策の内容
- ③ 他の自治体の類似案件
- ④ 総合計画での根拠、位置づけ
- ⑤ 関係法令条令
- ⑥ 実施にかかる財源
- ⑦ 将来のコスト

地方議会における政策形成の在り方について

寺井 克之氏（松山市議会議長）

地方分権の進展に伴い、自治体の自己決定事項が増大し、地域社会の民意を的確に把握することが一層重要となる。

*住民の立場に立ってそれぞれの地域が抱える問題点を浮かび上がらせ、議員間の討議を通して、その問題点を実際に解決できるような対応策をていじすること。

第一の柱：政策的課題

本格的な地方分権社会に対応した議会制度や議員の政策立案能力のさらなるレ

ベルアップを目指していくための重要な課題

第二の柱：効率的課題

積極的な情報公開及び議員の費用弁償等経費面での見直しを行うための重要な課題

第三の柱：広域的課題

国における道州制の導入などを踏まえた行政広域化への対応等についての重要な課題

市民の信頼を得るために、議案の審議に加え、政策立案型議会への転換を進め、市民が求めるものについては議員による政策条例の立案も積極的に行い、変えていくものがあれば進んで変える勇気と決断力を持つこと。

様々な立場・利害を討議により調整し、地域づくりの方向性を住民とともに創りあげる。

「政治のプロフェッショナルとしての議員」

井原市議会も議会基本条例を施行し少しずつ前進している。しかし、議員間討議が自身も含め、課題である。

様式第2号（政務調査活動実施報告書）

24年 10月 24日

井原市議会議長
宮地俊則様

井原市議会議員 西田久志

下記のとおり政務調査活動を実施しましたので、報告します。

記

1. 実 施 期 間	平成24年10月10日（水）から11日（木）
2. 研修会等の開催 地または視察先	愛媛県松山市 ひめぎんホール
3. 研修会等の名称 または視察内容	全国市議会議長会研究ホーラム
4. 研修会等の講師 名または視察先 の担当者名	片山善博、佐々木信夫、江藤俊昭、金井利之、坪井ゆずる、 寺井克之、平田武、渡邊武、伊藤明彦、中邨章、
5. 調 査 活 動 内 容	別紙のとおり

1. 報告書は、調査活動終了後2週間以内に提出すること。
2. 調査活動内容欄のスペースが足りない場合は、任意の様式により調査活動内容を取りまとめ、調査活動内容欄へは、「別添のとおり」と記載すること。

調査活動内容

まず基調講演では、前総務大臣、現慶應義塾大学教授の片山善博氏による基調講演が行われた。

地方自治の課題と議会のミッションという演題では、

1. 義務教育と議会、
2. 「地域主権改革」と議会、
3. 首長の「パフォーマンス」と議会の役割
4. 市民に開かれ、市民に信頼される議会

という4つの柱で講演された。

義務教育と議会では、

義務教育は自治体の最重要課題であり教育の課題を議会はよく把握しているか？また、自治体が課題に答えているか、そして、教育委員会、また教育委員の力量は十分かなど、最終的に任命するのは議会であるから議会は責任が大きい。

首長の「パフォーマンス」と議会の役割では

議会は冷静かつ客観的に個々の政策の点検を行うべきであり、多様な意見の集約するのが議会の本質である。ある自治体では、首長のパフォーマンスが目立ちすぎていて、議会の

本質が消されている、二元代表制の元民意を尊重して執行部に頼らない議会運営、議会情報を市民に的確に提供すべきである。

市民に開かれ、市民に信頼される議会では
議会は市民の代表であり、首長へのすりより・与党化は市民から議会を遠ざける原因になる、また議場でのやり取りは市民に分かりやすいか、議会の議決事項は市民に理解できるかなど、日頃から開かれた議会と言っているが本当に開かれた議会だろうか、市民に理解される議会だろうかと考えた時
市民の声を聴く会など井原市議会が行っている事業などは市民と直接対話が出来よい機会だと思う。まだまだ課題が山積しているが、最終決定権者は議会だという自覚を持って行動しなければならない。

午後のパネルディスカッションでは

「地方議会における

政策形成の在り方について」では

地方議会が変わる＝地方自治が変わる

佐々木信夫

地方議会の役割は

公共の決定者

権力の監視者

政策立案者

民意の集約者

でありが、議員各自また議会がそのパラダイム転換に気づき、「変わろうとしているか」である。もはや、その制度上脇役だと確信し旧態依然とした活動が続ける議会は成長しない。議会は、複数の議員の合議体であるから、議論を重ね結論をだすまでに一定のルールの下で相応の時間を要する。しかし、それこそが多様な民意を代表する議会の持ち味であり、徹底した議論から現実的な妥協策を探ることが出来る。広く住民に問題点を明らかにし、住民の関心を喚起し、その理解と参加を得ていくことそれが議会の持つ本来の機能である。

地方議会における政策形成の在り方

江藤俊昭

地方議会・議員のあり方として、

議会マニフェストとしての議会基本条例を策定する本来の意味からかけ離れて、住民の不信の払拭を願うが、住民から見ると当たり前のことであり反面不信を買っているのではないか。

議決責任を自覚する（プライド）をもつことにより議員のやりがいが見つかる。

議会・議員として市民教育も必要であり、住民意識の熟成、感情的市民の無理解を説くことが必要である。

議会改革の論理と行政改革の論理はまったく異なる、よって議会改革は地域民主主義の実現であり、削減ありきではない。

地方議会における政策形成の在り方について

金井利之

立法機関として求められている役割

議会は立法における拒否権プレーヤーではあるが中心手動機関ではない。

議員提案条例は基本的には無理である。首長その他の中心

主導機関が、政策形成の際に条例制定を必要とする状況にしなければ、議会は相手にされない。

議会は立法機関か、法制上は議事機関か
議決事件が議会の基本的な拒否権を構成するので議決権をどのように効果的に行使するか、条例制定の議決もそのひとつの戦術である。

議会としての大戦略は、」本来は、議決事件である基本構想のはずである、しかし現実の基本構想は、議会自らの大戦略ではなく、首長側の総合計画の大方針に議会として賛同を与えただけである。

政策形成過程の要所・要所を議会の舞台で行わせる。執行部側で統一していない事項について、議会の場で執行部関係者間に議論させ、住民など関係者をなるべく議会に呼んで、個別の意見を開陳してもらうことが必要である。審議会・住民参加会議体も基本的には議会の下に置くのが望ましい。定期的に議員も参加し定期的に議会に招致すべきであり、通年議会が当然であろうと思う。

地方議会における政策形成のあり方について

坪井ゆずる

行政監視について

2007年1月からの4年間の首長提案の議案への対応として、修正したか、拒否をしたか。

政策立案

同じ4年間に、政策的な条例を提案したか。

情報公開

議案への議員個人の賛否を公開しているか。

だめ議会・三冠王「3ない議会になっていないか

二元代表制の行政・議会で議会の立場として、耳が痛いことである。議員として日々研究して、

政策の発生源

検討した他の政策の内容

他の自治体の類似案件

総合計画での根拠、位置付け

関係法令条例

実施に係る財源

将来のコスト

を行政に対して正していかなければいけない。

地方議会における政策形成の在り方について

寺井克之

二元代表制における議会の役割

政策立案

執行機関が立案する政策や行政執行に対する監視が必要であり、

地方分権社会の到来

社会が成熟化することによって、地域課題は一様ではなくな
った。

地方分権の進展に伴い、自治体の事故決定事項が増大し、地
域社会の民意を的確に把握することがより一層重要となる。

市民の信頼を得るために

議案の審議に加え、

政策立案型議会への転換を進め、市民が求めるものについては議員による政策条例の立案も積極的に行い、変えていくものがあれば進んで変える勇気と決断力を持つことである。

さまざまな立場・利害を討議により調整し、地域づくりの方向性を住民とともに創り上げる「政治のプロフェッショナル議員になることが必要である。

2 日目の午前において

課題討議として

「大震災における議会の役割」

コーディネーター 牛山久仁彦

報告者 平田武

渡邊武

伊藤明彦

コメンテーター 中邨章

東日本大震災における福島県南相馬市の状況

市議会災害対策会議の設置

3 月 15 日に市議会災害対策会議を任意発足させ、4 月 14

日までは毎日それ以降は、週 2 回開催し、議員が独自に収集した情報や市民からの要望を議会として集約・整理し、災害対策本部へ情報として提供した

特別委員会の設置

5 月 11 日に「東日本大震災及び原発事故対策特別委員会」を設置し、議会として組織的な活動を開始した。

避難所現地調査

仮設住宅現地調査

要望活動

などを行った。

放射能との戦いは始まったばかりであり、復興にはスピードが大事であり、世代を超えた長期的な戦いである。

東日本大震災の発生と名取市議会の対応

震災発生時の議会の対応

震災発生状況下、議会は何をするべきかを考え、まず避難場所などで直接被災者から聞いた要望等を議会として取

りまとめるため、又、被災状況や復旧状況、被災者支援策などの情報提供のため、任意の会議として「東日本大震災復興に向けての情報交換会」の開催を決定し、開催日は４月２０日を第１回目とし」て、毎週水曜日の定期開催とした。

又、復興調査特別委員会の設置し、被害状況及び被災者の支援に関すること復興推進に関することを付託した。

今後の活動として、市民の皆様との意見交換等を踏まえ、震災復興の進捗にあわせた調査活動にとりくんでいく予定である。

東日本大震災後の陸前高田市議会活動報告

陸前高田市は、３月１１日時点では、

人口２４，２４６人

大津波襲来で

死亡１，５５５人、

行方不明２２６人

被災３，３６８戸

市役所壊滅

正職員 68 人

嘱託、臨時職員 37 人

が犠牲になった。

震災後、避難個所 84 箇所

避難人員 10,143 人

仮設住宅 2,168 戸

議会の取り組み

当時行われていた定例議会は自然閉会となり、当面、各
常任委員会で被災状況の調査を行い、特別委員会を設置した。

東日本大震災からの復旧、復興に係る提言として

全般的事項

総合的まちづくりの推進、土地利用計画の前提条件の説明、東日本大震災の検証を行う。

個別的事項

災害に強い安全なまちづくり

快適で魅力のあるまちづくり

市民の暮らしが安定したまちづくり

活力あふれるまちづくり

環境にやさしいまちづくり

協働で築くまちづくり

今後の取り組みの進め方

市民への説明、意見集約等について

議会への適時の説明

地方議会と危機管理

自主防災組織としての認識度は、とても低いと思われる。

そのなかで、高齢化や若者の不足、

組織率が低い、

訓練不測形式的で機能しない、

実質的に自治会と重複、

参加者が少ない

組織体系が不十分

などが上げられる。

議会として 機器管理関係の議決案の提出、
危機管理関係の意見書の提出、
嘆願書の紹介、
危機管理関係の条例の提案

いずれも、議会としての役割は低い割合を占めている。

危機管理と地方議会人の役割として

政治家の認知度は市議会議員は低い位置にある。また復興を進める上で以下の人や組織は、どのくらい頼りになるかというアンケートでも低い位置である。

議会として

事前準備をするにあたって

啓蒙活動と教育

図上訓練（KYT）

議会版 BCP の作成

事後対応

日本の地方行政の特色（前例、他の自治体、政府への紹介）

非ルーチン化への対応

(紛争の解決、避難所でのタバコとペット)

ボランティアと行政の仲介

組織間協力の後方支援

などが、議員としての役割であろう。

様式第2号（政務調査活動実施報告書）

24年 10月24日

井原市議会議長

宮地俊則様

井原市議会議員

馬越宏芳

下記のとおり政務調査活動を実施しましたので、報告します。

記

1. 実施期間	平成24年10月10日・11日
2. 研修会等の開催地または視察先	愛媛県松山市 ひめぎんホール
3. 研修会等の名称または視察内容	第7回全国市議会議長会
4. 研修会等の講師名または視察先の担当者名	片山善博、佐々木信夫、江藤俊昭 坪井由緒、寺井克之、金井利之
5. 調査活動内容	別紙

1. 報告書は、調査活動終了後2週間以内に提出すること。
2. 調査活動内容欄のスペースが足りない場合は、任意の様式により調査活動内容を取りまとめ、調査活動内容欄へは、「別添のとおり」と記載すること。

片山善博氏の講演

教育現場の課題を把握しているか
自治体として課題に込えているか
教育委員会委員の力量は十分か
教育委員の選任に責任を持っているか
地域主権改革 地域のことは住民が責任を持って決められる仕組みに
現行制度のもとでもやれることは多い
議会は市民の代表議場のやりとりは市民にわかりやすいか
以上のような話をされた特に教育委員会の話は参考になった

佐々木信夫氏の講演

議会の自立性を高める 議会基本条例の制定
議員同士の討論機会を増やす
地域での議会報告会対話集会をする
ほかにも議会をどう変えるかという話があったが井原市議会では当たり前で
井原が進んでいることに気付かされた

江藤俊昭氏の講演

地方議会における政策形成の在り方について話されたが
あまり身につく話はないように聞こえた机上の空論にしか思えなかった

金井利之氏の講演

地方議会という呼称は使わない自治体議会という
政策形成は首長および行政組織—主役
議会が中心主導機関(主役)になれるか—非常に困難
議会は条例制定における拒否権プレイヤーではあるが、中心主導機関ではない
議会は政策プロデュースであること
江藤氏とは正反対の話で興味深かった

二日目の大震災における議会の役割の講演は、先の行政視察でいった山古志村での講演と
大差なくがっかりした